

道営電気事業のあり方検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 官民の役割分担の見直しによる行財政改革の推進や電気事業における規制緩和の進展など、地方公営企業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、民間移譲の可能性を視野に入れた事業のあり方について、幅広い観点から検討を行うため、「道営電気事業のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

(1) 電気事業のあり方に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、北海道公営企業管理者が委嘱した委員により構成する。

2 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となり、議事の運営を行う。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員が欠席する場合、その旨をあらかじめ委員長に申し出、当該委員が指名する者を代理人として出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、北海道企業局発電課に置き、委員会の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

平成22年4月14日一部改正

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。